明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一）　二
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二）　四
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令（三）　五
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（四）　五

〔告　示〕

○保安林の指定をする件（**農林水産**七六～九〇）　七
○肥料を登録した件（**同**九一）　七
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を定める件（**国土交通**一九）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**一）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**五）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**二～六）　八

〔人事異動〕

内閣　九
郵政民営化委員会事務局　人事　九
院　一〇

〔叙位・叙勲〕

一〇

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
登録海技免状更新講習事務の休廃止に関する公示（国土交通省）　一〇
登録海技免状失効再交付講習事務の休廃止に関する公示（同）　一〇
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示一、沖縄総合事務局同一）　一〇

〔公　告〕

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　一一
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　一一
会社その他　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア等を仕向地とする軍用の化学製剤の製造に用いられる反応器の部分品等の輸出について承認を要することとした。（第二条、別表第二の三及び別表第二の四関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年一月二三日から施行することとした。

◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二号）（環境省）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年二月一日とすることとした。

◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令（政令第三号）（環境省）

1　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四一号。以下「法」という。）第一〇条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において処分を行った産業廃棄物の数量が一万トン以上であること、又は当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が一、五〇〇トン以上であることに該当することとした。（本則関係）

2　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年二月一日）から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二九万五、〇〇〇円から三〇万五、〇〇〇円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五四万五、〇〇〇円から五六万円に引き上げることとした。（第一八条第四項第一号及び第四号関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第一号の二ロ(1)中「反応器」の下に「及びその部分品」を加え、同号ハ(5)中「核酸の」を「核酸若しくはペプチドの」に改める。

別表第二の三第二号の二(48)を同号(50)とし、同号(47)中「、その他の」を「その他」に、「及びパズル」を「、パズル及びビデオゲーム用のコンソール又は機器」に改め、同号(47)を同号(49)とし、同号(46)を同号(48)とし、同号(45)中(xvii)を(xix)とし、(x)から(xvi)までを(xii)から(xviii)までとし、(ix)を(x)とし、その次に次のように加える。

(xi)　呼吸用機器及びガスマスク

別表第二の三第二号の二(45)中(viii)を(ix)とし、(v)から(vii)までを(vi)から(viii)までとし、同号(45)(iv)を次のように改める。

(iv)　写真機、写真用のせん光器具及びせん光電球並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(45)(iv)を同号(45)(v)とし、同号(45)(iii)を同号(45)(iv)とし、同号(45)に次に加える。

(iii)　視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡

別表第二の三第二号の二(45)を同号(46)とし、その次に次のように加える。

(47)　刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

別表第二の三第二号の二(44)を次のように改める。

(44)　船舶及び浮き構造物

別表第二の三第二号の二(44)を同号(45)とし、同号(43)を同号(44)とし、同号(42)(i)中「無限軌道式トラクター」の下に「並びにこれらの車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(iv)中「特殊用途自動車」の下に「及びその車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(v)中「トラクター」の下に「及びこれら」を加え、同号(42)(vi)中「及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両」を「、セミトレーラーその他車両及びこれら」に改め、同号(42)(vi)を同号(42)(viii)とし、同号(42)(v)の次に次のように加える。

(vi)　モーターサイクル

(vii)　自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(42)を同号(43)とし、同号(41)を次のように改める。

(41)　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両、鉄道又は軌道の線路用装備品及び機械式交通信号用機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(41)を同号(42)とし、同号(40)中(xxxiii)を(xl)とし、(xxxii)を(xxxix)とし、(xxxi)を(xxxviii)とし、同号(40)(xxx)を次のように改める。

(xxx)　炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品であつて黒鉛その他の炭素のもの

別表第二の三第二号の二(40)(xxx)を同号(40)(xxxvi)とし、その次に次のように加える。

(xxxvii)　がい子

別表第二の三第二号の二(40)(xxix)を同号(40)(xxxv)とし、同号(40)(xxviii)中「及び電気」を「、電気」に改め、「機器」の下に「、電子たばこその他これに類する個人用の電気的な気化用器具その他の電気機器及びその部分品」を加え、同号(40)(xxviii)を同号(40)(xxxiv)とし、同号(40)中(xxvii)を(xxxiii)とし、(xxvi)を(xxxii)とし、(xxv)を(xxxi)とし、同号(40)(xxiv)中「発光ダイオード光源」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号(40)(xxiv)を同号(40)(xxx)とし、同号(40)(xxiii)を同号(40)(xxix)とし、同号(40)(xxii)中「これらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子」を「光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子並びにこれら」に改め、同号(40)(xxii)を同号(40)(xxviii)とし、同号(40)中(xxi)を(xxvii)とし、(xx)を(xxvi)とし、(xix)を(xxv)とし、(xviii)を(xxiii)とし、その次に次のように加える。

(xxiv)　電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xvii)を削り、同号(40)(xvi)中「及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器」を「、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれら」に改め、同号(40)(xvi)を同号(40)(xxii)とし、同号(40)(xv)中「受信機」を「の受信機器」に改め、同号(40)(xv)を同号(40)(xxi)とし、同号(40)中(xiv)を(xx)とし、(xiii)を(xix)とし、同号(40)(xii)を次のように改める。

(xii)　ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体

別表第二の三第二号の二(40)(xii)を同号(40)(xvii)とし、その次に次のように加える。

(xviii)　フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xi)を次のように改める。

(xi)　電話機及び音声、画像その他のデータを送受信する機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xi)を同号(40)(xiv)とし、その次に次のように加える。

(xv)　マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの部分品

(xvi)　音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(40)(x)を次のように改める。

(x)　電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体

別表第二の三第二号の二(40)(x)を同号(40)(xiii)とし、同号(40)中(ix)を(xii)とし、(viii)を(xi)とし、同号(40)(vii)中「及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置並びにこれら」に改め、同号(40)(vii)を同号(40)(ix)とし、その次に次のように加える。

(x)　携帯用電気ランプ及びその部分品

別表第二の三第二号の二(40)(vi)を同号(40)(viii)とし、同号(40)(v)の次に次のように加える。

(vi)　真空式掃除機

(vii)　台所用ディスポーザーその他の家庭用電気機器

別表第二の三第二号の二(40)を同号(41)とし、同号(39)(x)中「及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード」を「、ファン及び換気用又は循環用のフード並びにこれらの部分品並びに気体ポンプ、気体圧縮機」に改め、同号(39)中(lxiii)を(lxviii)とし、(lviii)から(lxii)までを(lxiii)から(lxvii)までとし、同号(39)(lvii)を次のように改める。

(lvii)　コック、弁その他これらに類する物品及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(lvii)を同号(39)(lxii)とし、同号(39)(lvi)を同号(39)(lxi)とし、同号(39)(lv)を次のように改める。

(lv)　土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、綱又はケーブルの製造機械、産業用ロボット、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋及び冷間静水圧プレスその他の機械類並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(lv)を同号(39)(lx)とし、同号(39)(liv)を同号(39)(lviii)とし、その次に次のように加える。

(lix)　たばこの調整用又は製造用の機械及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)中(liii)を(lvii)とし、(lii)を(lvi)とし、同号(39)(li)を削り、同号(39)(l)中「謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の」を「事務用機器並びにその」に改め、同号(39)(l)を同号(39)(lv)とし、同号(39)中(xlix)を(liv)とし、(xlviii)を(lii)とし、その次に次のように加える。

(liii)　計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(39)中(xlvii)を(li)とし、(xxxvi)から(xlvi)までを(xl)から(l)までとし、同号(39)(xxxv)中「ロール」の下に「その他部分品」を加え、同号(39)(xxxv)を同号(39)(xxxix)とし、同号(39)中(xxxiv)を(xxxviii)とし、(xxxiii)を(xxxvii)とし、(xxxii)を(xxxv)とし、その次に次のように加える。

(xxxvi)　家庭用ミシン

(xxxiv)　家庭用又は営業用の洗濯機

別表第二の三第二号の二(39)(xxxi)を同号(39)(xxxiii)とし、その次に次のように加える。

(xxxii)　複写機及びファクシミリ並びにこれらの

別表第二の三第二号の二(39)(xxx)を同号(39)(xxxii)とし、同号(39)(xxix)中「並びにその」を「その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びにこれらの」に改め、同号(39)(xxix)を同号(39)(xxxi)とし、同号(39)中(xxviii)を(xxx)とし、(xxiii)から(xxvii)までを(xxv)から(xxix)までとし、同号(39)(xxii)中「昇降機、コンベヤその他の」を削り、同号(39)(xxii)を同号(39)(xxiv)とし、同号(39)中(xxi)を(xxiii)とし、(xx)を(xxii)とし、同号(39)(xix)中「及びキャプスタン」を「、キャプスタン及びジャッキ並びにこれらの部分品」に改め、同号(39)(xix)を同号(39)(xxi)とし、同号(39)(xviii)中「及び」を「、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器並びに」に改め、同号(39)(xviii)を同号(39)(xx)とし、同号(39)(xvii)の次に次のように加える。

(xviii)　家庭用の皿洗機

(xix)　体重測定機器及び家庭用はかり

別表第二の三第二号の二(39)を同号(40)とし、同号(38)中(vii)を(viii)とし、(iv)から(vi)までを(v)から(vii)までとし、同号(38)(iii)の次に次のように加える。

(iv)　刃物並びにスプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具

別表第二の三第二号の二(38)を同号(39)とし、同号(37)中「ジルコニウム」の下に「、マンガン」を加え、同号(37)を同号(38)とし、同号中(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、同号(33)(i)中「線」の下に「、板、シート及びストリップ」を加え、同号(33)(ii)及び(iii)を次のように改める。

(ii)　裏張りしたアルミニウムのはく

(iii)　アルミニウム製の管及び管用継手

別表第二の三第二号の二(33)を同号(34)とし、同号(32)を同号(33)とし、同号(31)(ii)を次のように改める。

(ii)　銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品

別表第二の三第二号の二(31)(iii)を削り、同号(31)を同号(32)とし、同号(30)(i)を次のように改める。

(i)　鋼矢板及び溶接形鋼

別表第二の三第二号の二(30)中(xii)を(xiii)とし、(iv)から(xi)までを(v)から(xii)までとし、同号(30)(iii)を次のように改める。

(iii)　鉄鋼製の管用継手

別表第二の三第二号の二(30)(iii)を同号(30)(iv)とし、同号(30)(ii)中「鉄鋼製」を「鋳鉄製又は鉄鋼製」に改め、同号(30)(ii)を同号(30)(iii)とし、同号(30)(i)の次に次のように加える。

(ii)　レール、ガードレール、ラックレール、トングレール、轍差(てつさ)及び転轍棒(てつ)その他の分岐器の構成部分並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの

別表第二の三第二号の二(30)を同号(31)とし、同号(29)(i)及び(ii)を次のように改める。

(i)　一次材料及び粒状又は粉状の物品

(ii)　鉄及び非合金鋼

別表第二の三第二号の二(29)(iii)中「のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線」を削り、同号(29)を同号(30)とし、同号中(28)を(29)とし、(4)から(27)までを(5)から(28)までとし、同号(3)(ii)中「クロロ硫酸」の下に「、ふつ化水素」を加え、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)(iii)中「ピッチコークス」を「ピッチ及びピッチコークス」に改め、同号(2)(iv)中「調製品」の下に「並びに廃油」を加え、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱

別表第二の四中「カザフスタン」の下に「、キルギス」を、「シリア」の下に「、タイ、トルコ」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年一月二十三日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年二月一日とする。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。）を除く。次号において同じ。）を行った同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物の数量が一万トン以上であること。

二　当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

附　則

この政令は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年二月一日）から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同項第四号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂